

証券コード 9250
2022年2月7日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区五番町1番9号
株 式 会 社 G R C S
代表取締役社長 佐々木 慈和

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念が続いている状況にありますので、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、ご来場をお控えくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年2月24日（木曜日）午後7時までには到着するようご送付いただくか、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階「富士（西）の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 3. 目的事項
報告事項 第17期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.grcs.co.jp/>）に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.grcs.co.jp/>）に掲載させていただきます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

2022年2月24日（木曜日）  
午後7時入力完了分まで

※議決権行使サイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間  
2022年2月11日(金曜日・祝日)午前5時～2022年2月14日(月曜日)午前5時

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

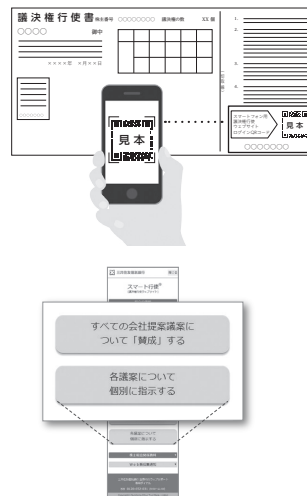
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

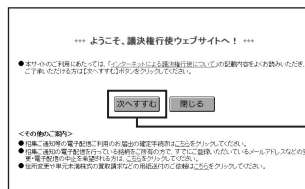
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

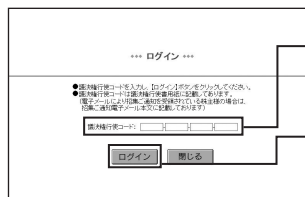
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

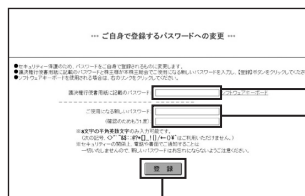
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
 (受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2020年12月1日から  
2021年11月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況で推移しておりました。2021年秋頃からは、政府による各種感染症対策やワクチン接種の効果があり、日本国内においては感染者数が低水準に抑えられております。経済社会活動は正常化に向かい、海外経済が改善傾向にあること等から、景気の回復が期待されております。しかしながら、依然として同感染症の影響による経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等に注意する必要があります。

当社が属する事業環境においては、サイバー攻撃による不正アクセスやマルウェア感染等の被害やガバナンス体制の不足による企業不祥事の発生、緊急事態宣言に伴うテレワーク環境の整備等、働き方の変化やDXの進展に伴い、ガバナンス、リスク、コンプライアンス（以下GRCという。）及びセキュリティ領域に関する対応が、引き続き必要となる状況にあります。

このような環境の中、当社は、GRC及びセキュリティの視点に着目し、外部環境の変化に伴う企業課題を解決する事業を展開しております。専門人材とプロダクトによるサービスの提供を行い、顧客の抱えるリスクを見える化することで「ガバナンスのDX化」を推進しております。

当事業年度においては、高品質な課題解決策を提案するためコンサルタント等の専門人材を積極的に採用し、組織体制の整備や適切な稼働率の把握等、効率的な経営に努めてまいりました。加えて、ソリューション及びプロダクトの連携を強化し、ワンストップで提供可能な体制を構築することでサービスの拡大に努めたことにより、顧客ニーズのタイムリーな把握とそれに対する提案の一連のサイクルが機能し、既存顧客へのアップセルが奏功いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,758,422千円（前期比22.8%増）、売上総利益476,818千円（同40.0%増）、営業利益123,161千円（同360.3%増）、経常利益100,171千円（同345.7%増）、当期純利益143,869千円（同210.1%増）となりました。

なお、当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、事業部門別の売上高を示すと次のとおりであります。

#### 事業部門別売上高

| 事業区分      | 第16期<br>(2020年11月期)<br>(前事業年度) |       | 第17期<br>(2021年11月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比    |       |
|-----------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------|-----------|-------|
|           | 金額                             | 構成比   | 金額                             | 構成比   | 増減額       | 増減率   |
| ソリューション部門 | 1,360,861千円                    | 95.0% | 1,677,895千円                    | 95.4% | 317,034千円 | 23.3% |
| プロダクト部門   | 70,988                         | 5.0   | 80,526                         | 4.6   | 9,538     | 13.4  |
| 合計        | 1,431,849                      | 100.0 | 1,758,422                      | 100.0 | 326,572   | 22.8  |

#### ② 設備投資の状況

当社が当事業年度において実施した設備投資の総額は、4,120千円であり、これは従業員が柔軟な働き方ができるようサテライトオフィスを開設したことに伴う設備費用であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、2021年11月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により496,800千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第14期<br>(2018年11月期) | 第15期<br>(2019年11月期) | 第16期<br>(2020年11月期) | 第17期<br>(当事業年度)<br>(2021年11月期) |
|----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)                               | 770,662             | 1,101,145           | 1,431,849           | 1,758,422                      |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                | △161,136            | △70,390             | 22,476              | 100,171                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)              | △161,554            | △70,808             | 46,396              | 143,869                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期<br>純損失 (△) (円) | △152.84             | △63.87              | 40.03               | 122.81                         |
| 総資産 (千円)                               | 324,461             | 485,403             | 599,437             | 1,273,618                      |
| 純資産 (千円)                               | △23,322             | 64,469              | 110,865             | 751,852                        |
| 1株当たり純資産 (円)                           | △21.84              | 55.62               | 95.66               | 574.13                         |

(注) 2019年11月25日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ① 顧客基盤の更なる拡大

当社のGRCソリューション事業において、外部環境の変化に伴い様々なリスクに直面している幅広い業種の企業に対して、事業展開を計画しております。現状のビジネス規模を維持拡大していくために、足元では既存のGRCソリューションやセキュリティソリューションにおいて確実に成果を出して顧客の信頼を獲得し、顧客内シェアを高めていくとともに、監査法人やSier※を中心としたパートナー企業との関係を強化するなど、顧客基盤の拡大に向けた営業活動を強化してまいります。

(※) システム開発や運用等を請け負う企業

#### ② サービス競争力の向上

当社のGRCソリューション事業において、サービスラインに準拠した組織体制作りを行っております。各プロジェクトリーダーを中心に、サービス強化の方向性について検討するとともに、各サービスの競争力向上に向けた施策に取り組み、多様化する顧客ニーズに対応してまいります。

#### ③ プロジェクトマネジメント能力及び品質管理体制の強化

当社のGRCソリューション事業において、幅広い業種の様々なリスクに対して効果的にサービスを創出していくためには、組織全体としてのプロジェクトマネジメント能力の強化が必要と認識しております。プロジェクトの全ての局面(計画・設計から導入まで)におけるマネジメント技法の更なる洗練及び標準化を推進するとともに、プロジェクトレビューの充実などを通じ、プロジェクト遂行上発生する課題に対して予防的に対応し、常に一定水準以上の品質を維持管理できる体制構築を進めてまいります。

#### ④ パートナー企業(外注先)との関係性強化

当社では、全てのプロジェクトについて社内人員のみで対応するのではなく、プロジェクトの内容や局面に応じて、専門性やコスト面も考慮して選定した適切なパートナー企業(外注先)にプロジェクトへ参画していただいております。プロジェクトの成功のためには、単に、スキル要件を満たしているだけでなく、継続的取引先として、業務を委託する上での信頼感があるパートナー企業(外注先)から、タイムリーにリソースの提供を受けることが不可欠であり、これを可能にすべく、適切なプロセスを経て選定されたパートナー企業(外注先)との関係性強化に取り組んでまいります。

#### ⑤ 優秀な人材の確保及び育成

当社では、積極的に事業規模及び事業領域を拡大していく上で、人材が最も重要な経営資源であると考えております。当社が展開するサービスでは、プロジェクトに参画し顧客に対し適切なサービスを提供し、顧客ニーズに応じて様々な提案型営業やコンサルティングができる、質の高い人材が必要であり、積極的な採用活動を行いながら、社内における教育基盤(人材育成プラン)や人事評価制度を整備し、研修やプロジェクトの現場を通じた、優秀な人材を育成し、定着化させていく仕組み作りを進めてまいります。

#### ⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社では、今後の更なる事業拡大に向けて、会社規模に応じた適切な内部管理体制の整備を進めるとともに、運用面の徹底を推進し、実効性のある、効率的かつ信頼性の高い組織基盤を構築・運用してまいります。また、社外のステークホルダーとも緊密な関係を維持し、会社運営の透明性を高めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいります。

#### ⑦ 財務基盤の強化

当社は、継続的にサービスを提供し、サービスメニューの拡充や新しい技術を取り入れていくために、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。



**(4) 主要な事業内容 (2021年11月30日現在)**

当社は、外部環境の変化に伴う企業課題を解決するため、GRC及びセキュリティの視点に着目し、テクノロジーを活用した管理強化・業務効率化に取り組み、リスクを見える化することで「ガバナンスのDX化」を推進しております。

当社は、GRCソリューション事業の単一セグメントであります。以下のとおりサービス内容により、ソリューション部門及びプロダクト部門に区分しております。

| 事業部門      | 区分            | 内容                                                                                                                                                      |
|-----------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソリューション部門 | GRCソリューション    | 自社開発プロダクトを含めたGRC関連ツールの設計や構築等の導入支援を行い、全社的リスク、外部委託先、プライバシー保護、セキュリティインシデント等に係る情報管理の効率化を図り、全社横断的な把握・管理を可能にしております。                                           |
|           | セキュリティソリューション | 多様化するサイバー攻撃、情報漏洩やセキュリティ事故等のリスクから企業を守るため、ITセキュリティの設計、規程・ポリシーの構築、分析・管理・監査・診断等の各種コンサルティングを行っております。また、セキュリティプロダクトの設計・構築等の導入支援やISMS認証等の規格認証の取得支援を併せて行っております。 |
| プロダクト部門   | GRCプロダクト      | 自社開発プロダクト又は他社プロダクトにより、GRCに関わる「運用」課題の解決、個人情報の管理やセキュリティ事故の防止等、GRC及びセキュリティに特化したプロダクトを提供しております。                                                             |

**(5) 主要な事業所** (2021年11月30日現在)

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 本 | 社 | 東京都千代田区 |
|---|---|---------|

**(6) 従業員の状況** (2021年11月30日現在)

| 従業員数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 130 (6) 名 | 25名増 (1名増) | 41.5歳 | 2.3年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パートタイマーは含まれておりません。
3. 当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数が事業年度末と比べて25名増加しましたのは、主として事業拡大を目的として人員採用を積極的に行ったためであります。

**(7) 主要な借入先の状況** (2021年11月30日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 86,640千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 85,720   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 39,520   |

**(8) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年11月18日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2021年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,600,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,309,000株  
 (3) 株主数 1,564名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                              | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|----------|---------|
| 合 同 会 社 T r o j a n s              | 450,000株 | 34.4%   |
| 塚 本 拓 也                            | 80,000   | 6.1     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                  | 72,500   | 5.5     |
| 佐 々 木 慈 和                          | 70,100   | 5.4     |
| 板 倉 聡                              | 60,000   | 4.6     |
| 田 中 郁 恵                            | 40,000   | 3.1     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                    | 33,500   | 2.6     |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                    | 23,200   | 1.8     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG | 23,100   | 1.8     |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社            | 21,900   | 1.7     |

(注) 自己株式は保有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

2021年8月5日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、発行可能株式総数を変更することを決議いたしました。当該変更により、発行可能株式総数を4,600,000株としております。

② 発行済株式の総数

2021年11月17日を払込期日とする公募増資による新株式の発行により、発行済株式総数が150,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権             |                        |
|------------------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年2月26日                  |                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 6,000個                      |                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式<br>(新株予約権1個につき)        | 6,000株<br>1株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)       | 2,000円<br>2,000円)      |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年3月1日から<br>2031年2月28日まで |                        |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注)                         |                        |
| 役 員 状 況<br>保 有 状 況     | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 6,000個<br>6,000株<br>2名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名         |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。但し、当社の取締役の任期満了による退任、当社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
4. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第 2 回 新 株 予 約 権               |                           |
|------------------------|-----------|-------------------------------|---------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 2021年2月26日                    |                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 29,800個                       |                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式<br>(新株予約権1個につき           | 29,800株<br>1株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)         | 2,000円<br>2,000円)         |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 2023年3月1日から<br>2031年2月28日まで   |                           |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                           |                           |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 29,800個<br>29,800株<br>56名 |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。但し、当社の取締役の任期満了による退任、当社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
4. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

### (3) その他新株予約権等の状況

| 第 3 回 新 株 予 約 権        |                                     |
|------------------------|-------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              | 2021年7月9日                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 63,500個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 63,500株<br>(新株予約権1個につき 1株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    | 新株予約権1個当たり 5円<br>(1株当たり 5円)         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 2,000円<br>(1株当たり 2,000円) |
| 権 利 行 使 期 間            | 2023年3月1日から<br>2031年7月15日まで         |
| 行 使 の 条 件              | (注)                                 |
| 新株予約権の割当対象者及び割当個数      | コタエル信託株式会社 63,500個                  |

(注) 1. 新株予約権者は、2022年11月期から2026年11月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された経常利益が、以下の各号に定める水準を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定められている割合（以下「行使可能割合」という。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 経常利益が300百万円を超過した場合：行使可能割合50%
- (b) 経常利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合80%
- (c) 経常利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- 2. 上記1. に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が発生した日以降残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- (a) 1,740円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 1,740円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,740円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,740円（但し、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。
3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 当社の創業者である佐々木慈和は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランとして、2021年7月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年7月13日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託<sup>®</sup>」（以下「本信託（第3回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第3回新株予約権）に基づき、コタエル信託株式会社に対して、2021年7月16日に第3回新株予約権（2021年7月9日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第3回新株予約権）は、当社が、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者（但し、委託者及びその親族を除く。以下「当社役員等」という。）の中から、その貢献期待に応じて受益者を指定し、コタエル信託株式会社をして、第3回新株予約権63,500個（本書提出日現在1個当たり1株相当）を6ヶ月おきに段階的に分配させるというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、よ

り一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく予め定められた基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第3回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称              | 時価発行新株予約権信託 <sup>®</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委 託 者            | 佐々木慈和                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 受 託 者            | コタエル信託株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 受 益 者            | 受益者適格要件を満たす者<br>(受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信 託 契 約 日        | 2021年7月13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託の種類と<br>新株予約権数 | 第3回新株予約権 63,500個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信託期間満了日          | 受益者指定権が行使された日（以下「受益者指定日」という。）。なお、2022年6月末を始めとして毎年6月末及び12月末に行使される予定であります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 信 託 の 目 的        | 本信託（第3回新株予約権）は、当社役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第3回新株予約権を交付することを目的としております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 受益者適格要件          | 当社は、当社役職員等のうち、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益者指定日の1ヶ月前の応答日までに、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定に必要な手続きを完了させた後、受益者指定日に受益者を指定することにより受益者を確定させます。<br>当社の定める交付ガイドラインでは、当社の取締役（但し、委託者を除きます。）及び監査役数名によって構成され、社外取締役及び社外監査役が過半数を占める評価委員会が、①役職員等の単年度ごとの評価に対するインセンティブ、②幹部社員の採用に向けたインセンティブ、及び③受益者指定日までの総合的な評価に対する特別インセンティブという交付目的ごとに、①新株予約権を直接交付する方法、又は②新株予約権の将来の交付のための参考数値としてポイントを仮に付与していき、後日仮に付与されたポイントの多寡を参考に新株予約権の個数を決定し、新株予約権を交付する方法のいずれかにより、定められた頻度で当社役職員等の評価を行い、第3回新株予約権の配分を行うものとされております。 |



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年11月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名    | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                      |
|----------|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 佐々木 慈和 | －                                                                            |
| 取 締 役    | 塚本 拓也  | グローバルテクノロジー部長                                                                |
| 取 締 役    | 田中 郁恵  | 管理部長                                                                         |
| 取 締 役    | 久保 恵一  | 東亜石油株式会社社外取締役<br>株式会社Success Holders社外取締役                                    |
| 取 締 役    | 三木 聡   | 株式会社フィックスターズ代表取締役社長CEO                                                       |
| 常勤監査役    | 大泉 浩志  | －                                                                            |
| 監 査 役    | 島田 容男  | コンピタント税理士法人代表社員<br>株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス<br>社外取締役<br>東京インフラ・エネルギー投資法人監督役員 |
| 監 査 役    | 伊賀 志乃  | ホワイト&ケース法律事務所弁護士                                                             |

- (注) 1. 取締役 久保恵一氏及び三木聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大泉浩志氏、島田容男氏及び伊賀志乃（弁護士職務上の氏名 朝山志乃）氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 大泉浩志氏は、複数企業の監査役を歴任し、監査全般に関する豊富な経験と知識を有しております。
4. 監査役 島田容男氏は、公認会計士及び税理士として長年企業等の会計業務に携わっており、財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年11月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位  | 氏 名     | 担 当           |
|------|---------|---------------|
| 執行役員 | 徳 永 拓   | GRCプラットフォーム部長 |
| 執行役員 | 望 月 淳   | GRCセキュリティ本部長  |
| 執行役員 | 川 尻 陽 平 | 管理部           |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間には、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としおります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。なお、全ての保険料を当社が負担しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令又は規則に違反することを認識しながら行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員等の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

取締役の報酬は、取締役会決議にて代表取締役社長に一任し、株主総会が決定する報酬総額の限度内において代表取締役社長が決定しております。また、監査役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |            | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|---------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 43,500千円<br>(2,100) | 43,500千円<br>(2,100) | －千円<br>(－) | －千円<br>(－) | 5名<br>(2)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6,600<br>(6,600)    | 6,600<br>(6,600)    | －<br>(－)   | －<br>(－)   | 3<br>(3)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 50,100<br>(8,700)   | 50,100<br>(8,700)   | －<br>(－)   | －<br>(－)   | 8<br>(5)      |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 基本報酬(固定報酬)のみを支給しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年2月28日開催の定時株主総会において年額450,000千円以内(同株主総会終結時の取締役の員数は5名)と決議しております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年4月1日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内(同株主総会終結時の監査役の員数は3名)と決議しております。
5. 取締役の個別の報酬額の決定を代表取締役社長に一任する決議を行っております。取締役会は、代表取締役社長 佐々木慈和に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容を確認した結果、当社方針に沿うものであると判断したものであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 久保恵一氏は、東亜石油株式会社及び株式会社Success Holdersの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役 三木聡氏は、株式会社フィックスターズの代表取締役社長CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 島田容男氏は、コンピタント税理士法人の代表社員、株式会社ヒューマンクリエイションホールディングスの社外取締役及び東京インフラ・エネルギー投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 伊賀志乃氏は、ホワイト&ケース法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                     |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 久保 恵一   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。公認会計士、また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                 |
| 取締役 三木 聡    | 2021年日3月1就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                            |
| 常勤監査役 大泉 浩志 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、複数企業の監査役を歴任して培った監査業務等に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般について適宜発言を行っております。                             |
| 監査役 島田 容男   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての財務及び会計に関する知見や複数の企業において培った社外監査役等としての豊富な経験から、客観的かつ公正な立場より適宜発言を行っております。         |
| 監査役 伊賀 志乃   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての法律に関する高い見識と経験から、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する体制構築等について、客観的かつ公正な立場より適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査状況を踏まえた上、報酬額は、会計監査人の監査の独立性を確保して、当社の規模、リスクの状況等に応じた会計監査体制、監査時間等での監査品質を維持した会計監査計画を遂行しうるものであると判断し、監査報酬等に同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公募増資及び売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守し、適正かつ健全な企業活動を行う。
  - ii 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - iii 取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定め、その徹底を図るために、当社に「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
  - iv コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士を通じて、取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を制定する。内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」に報告する。
  - v 内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理する。取締役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の組織横断的なリスクについては、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティ管理体制を構築し、情報の保存及び管理に関する体制の整備を図るとともに、取締役・使用人の情報管理マインド向上のために、情報セキュリティ教育を実施する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 中期経営計画を定め、達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案し実行する。当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関として位置付けるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置付け、月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。
  - ii 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、業務の必要性により補助使用人を取締役に求めることができる。また、当該補助使用人はその期間中においては取締役の指揮命令は受けず、当該補助使用人に関する異動及び評価については監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - ii 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - iii 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会う。
  - ii 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
  - iii 監査役がその職務の執行について、費用の前払い又は償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
  
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - i 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
  - ii その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
  
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - i 「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - ii 取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - iii 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① リスク管理体制

当社は役員及び従業員に対して、コンプライアンスや情報セキュリティに関する意識の向上を図るため、入社時に加えて定期的な全従業員向けの研修を実施しております。また、リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため、内部通報制度を設けております。加えて、定期的にはリスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を開催し、全社でリスク管理体制の推進を図っております。

### ② 監査体制

常勤監査役は、取締役会への出席のほか、その他社内会議への出席や各取締役に対する面談等を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。また、内部監査室では、社内規程の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しており、実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行い、その結果を取締役に報告しております。

### ③ 反社会的勢力排除に関する体制

当社は、取引先との契約において、反社会的勢力排除条項を設けており、また、定期的取引先に対する反社会的勢力チェックを実施しております。

役員及び従業員に対しては、主要な社内会議等の機会を捉え、繰り返し「反社会的勢力に対する基本方針」の周知徹底を図り、その他、外部組織と連携するため地域や職域の反社会的勢力の排除活動に参加し、情報の収集に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。企業の成長と経営基盤の強化を図るため、内部留保を確保しつつ、株主に対する継続的な配当を基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当の基準日として期末配当の基準日(11月30日)及び中間配当の基準日(5月31日)の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、これまで配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化に役立て、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく予定ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

# 貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b> |           | <b>(負債の部)</b>  |           |
| 流動資産          | 1,150,945 | 流動負債           | 386,550   |
| 現金及び預金        | 875,250   | 買掛金            | 64,947    |
| 売掛金           | 224,306   | 短期借入金          | 37,502    |
| 仕掛品           | 1,783     | 1年内返済予定の長期借入金  | 45,248    |
| 前渡金           | 32,055    | 未払費用           | 118,683   |
| 前払費用          | 11,837    | 未払法人税等         | 32,629    |
| その他           | 5,713     | 未払消費税等         | 40,116    |
| 固定資産          | 122,673   | 前受金            | 42,054    |
| 有形固定資産        | 10,912    | 預り金            | 5,368     |
| 建物            | 9,462     | 固定負債           | 135,215   |
| 工具、器具及び備品     | 1,450     | 長期借入金          | 129,130   |
| 無形固定資産        | 6,685     | 資産除去債務         | 6,085     |
| ソフトウェア        | 6,685     | 負債合計           | 521,766   |
| 投資その他の資産      | 105,075   | <b>(純資産の部)</b> |           |
| 長期前払費用        | 935       | 株主資本           | 751,535   |
| 繰延税金資産        | 86,929    | 資本金            | 298,400   |
| 差入保証金         | 17,210    | 資本剰余金          | 262,869   |
|               |           | 資本準備金          | 248,400   |
|               |           | その他資本剰余金       | 14,469    |
|               |           | 利益剰余金          | 190,266   |
|               |           | その他利益剰余金       | 190,266   |
|               |           | 繰越利益剰余金        | 190,266   |
|               |           | 新株予約権          | 317       |
| 資産合計          | 1,273,618 | 純資産合計          | 751,852   |
|               |           | 負債純資産合計        | 1,273,618 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2020年12月 1 日から  
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,758,422 |
| 売 上 原 価                 | 1,281,604 |
| 売 上 総 利 益               | 476,818   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 353,657   |
| 営 業 利 益                 | 123,161   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 2         |
| 受 取 手 数 料               | 200       |
| 還 付 加 算 金               | 31        |
| そ の 他                   | 13        |
| 247                     |           |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 4,250     |
| 株 式 公 開 費 用             | 14,223    |
| 為 替 差 損                 | 3,018     |
| そ の 他                   | 1,744     |
| 23,237                  |           |
| 経 常 利 益                 | 100,171   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 100,171   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 19,589    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △63,288   |
| 当 期 純 利 益               | 143,869   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から  
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

|                                             | 株 主 資 本 |           |                |              |                    |                  |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|--------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金          |                  | 株 主 資 本 計<br>合 |       |         |
|                                             |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |                |       |         |
|                                             |         |           |                |              | 繰 越 利 益<br>剰 余 金   |                  |                |       |         |
| 当 期 首 残 高                                   | 50,000  | -         | 14,469         | 14,469       | 46,396             | 46,396           | 110,865        | -     | 110,865 |
| 当 期 変 動 額                                   |         |           |                |              |                    |                  |                |       |         |
| 新 株 の 発 行                                   | 248,400 | 248,400   |                | 248,400      |                    |                  | 496,800        |       | 496,800 |
| 当 期 純 利 益                                   |         |           |                |              | 143,869            | 143,869          | 143,869        |       | 143,869 |
| 株 主 資 本 以 外<br>の 項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                |              |                    |                  |                | 317   | 317     |
| 当 期 変 動 額 合 計                               | 248,400 | 248,400   | -              | 248,400      | 143,869            | 143,869          | 640,669        | 317   | 640,987 |
| 当 期 末 残 高                                   | 298,400 | 248,400   | 14,469         | 262,869      | 190,266            | 190,266          | 751,535        | 317   | 751,852 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年1月20日

株式会社GRCS  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

東京事務所

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神山俊一 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原伸夫  |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GRCSの2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月21日

株式会社GRCS 監査役会  
常勤監査役 大泉 浩 志 ⑩  
(社外監査役)  
社外監査役 島田 容 男 ⑩  
社外監査役 伊賀 志 乃 ⑩  
(弁護士職務上の氏名 朝山 志乃)

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | <small>ささき よしかず</small><br>佐々木 慈和<br>(1976年9月5日) | 2002年1月 日本ヒューレット・パッカード株式会社<br>(現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社<br>2005年3月 Frontier X Frontier株式会社 (現 当社) 設立<br>代表取締役社長 (現任)                                          | 520,100株           |
|           |                                                  | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>佐々木慈和氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社の成長に貢献してまいりました。経営における豊富な経験と実績を有しており、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 |                    |
| 2         | <small>つかもと たくや</small><br>塚本 拓也<br>(1978年4月5日)  | 2002年4月 NECソフト株式会社<br>(現 NECソリューションイノベータ株式会社) 入社<br>2013年12月 当社取締役<br>2019年12月 当社取締役グローバルテクノロジー部長 (現任)                                                       | 80,000株            |
|           |                                                  | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>塚本拓也氏は、営業推進のため当社に入社以来、取締役としてサービス開発や海外製品導入等、事業戦略において重要な役割を果たしてまいりました。当社の成長戦略において、豊富な経験と知識を活かし、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。     |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の<br>数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                | た な か い く え<br>田中 郁恵<br>(1970年11月25日) | 1993年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現 株式会社イン<br>タープライズ・コンサルティング）入社<br>1997年6月 有限会社アガスタ（現 株式会社アガスタ）設立<br>1998年12月 同社取締役<br>2014年5月 当社取締役<br>2019年12月 当社取締役管理部長（現任）                                                                                                                                     | 40,000株          |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                     田中郁恵氏は、管理体制の強化のため当社に入社以来、取締役として財務経理や法務関連の管理部門を統括してまいりました。コーポレート・ガバナンスや企業リスクの管理強化に関し、豊富な経験と知識を活かし、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                        |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                  |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                | く ぼ けい い ち<br>久保 恵一<br>(1953年11月13日)  | 1976年3月 等松・青木監査法人<br>（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2009年4月 デロイト トーマツリスクサービス株式会社<br>代表取締役社長<br>2015年1月 公認会計士久保恵一事務所開業（現任）<br>2018年3月 当社社外取締役（現任）<br>2019年3月 東亜石油株式会社 社外取締役（現任）<br>2020年6月 株式会社ぱど（現 株式会社Success Holders）<br>社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>東亜石油株式会社 社外取締役<br>株式会社Success Holders 社外取締役 | 1,000株           |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>                     久保恵一氏は、公認会計士、また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                  |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                              | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                      | ※<br>やまの おさむ<br>山野 修<br>(1959年6月13日) | 1984年6月 AT&Tベル研究所主任研究員<br>1985年11月 横河ヒューレット・パッカード株式会社<br>(現 日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社<br>1999年9月 R S Aセキュリティ株式会社代表取締役社長<br>2010年7月 EMCジャパン株式会社代表取締役副社長<br>EMC Corporation副社長<br>2011年1月 EMCジャパン株式会社代表取締役社長<br>2016年5月 マカフィー株式会社代表取締役社長<br>Intel Corporation副社長<br>McAfee, LLC.副社長<br>2019年3月 アカマイ・テクノロジーズ合同会社<br>職務執行者社長<br>Akamai Technologies Inc.副社長 | 一株          |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>山野修氏は、経営者としてセキュリティ業界に携わっていたため当社事業への理解が深く、経営全般の豊富な知見を有しております。当該知見を活かし、今後の成長過程において、組織運営や事業戦略について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 佐々木慈和氏の所有株式数は、資産管理会社である合同会社Trojansが所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 久保恵一氏及び山野修氏は、社外取締役候補者であります。
5. 久保恵一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年11ヶ月となります。
6. 当社は、久保恵一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、山野修氏が選任された場合は、同氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（但し、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令又は規則に違反することを認識しながら行った行為の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、久保恵一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、山野修氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階「富士（西）の間」  
電話 03-3261-9921

(会場付近略図)



J R中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅

東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅A1出口又は1出口  
都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅A1出口、1出口又はA4出口  
上記各出口から徒歩約2分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。